

事 務 連 絡 令和5年11月6日

公益社団法人 全日本病院協会 御中

環境省環境再生·資源循環局 廃棄物規制課

水銀血圧計等の回収促進に向けた周知への御協力について(依頼)

平素より、産業廃棄物行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成29年8月に水銀に関する水俣条約が発効し、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すこととしており、廃棄の段階においては、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することとされています。

環境省では、水銀血圧計等の回収促進を図るため、平成26年度より医療機関等における水銀血圧計等の回収を支援するための事業を実施しており、今年度も引き続き、水銀血圧計等の回収促進を図っています。

つきましては、水銀血圧計等の回収促進について、別添資料をお送りしますので、 貴会会員に周知してくださるようお願いします。

なお、本通知に関する問合せ及び水銀血圧計等の回収全般に関する問合せについては、下記のとおり環境省の「令和5年度水銀血圧計等回収促進業務」の請負者である株式会社リーテムに御連絡くださるようお願いします。

御理解、御協力の程よろしくお願いします。

記

#### ○問合せ先

請 負 者:株式会社リーテム

担 当:サスティナビリティ・ソリューション部 菅間、伊藤、柳

電 話:03-3258-8586

対応期間:令和6年3月29日まで

※ 株式会社リーテムは、<u>水銀血圧計等(廃棄物)の回収・処分を請け負うもの</u>ではありませんので、御留意ください。

# が経過に計等の回収は選集

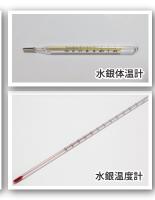
## はじめに

H25.10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において水銀に関する水俣条約が採択・署名されました。

#### 

- ◎ 水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すもの。
- ◎ 廃棄の段階では、環境上適正な方法で水銀廃棄物を管理。
- 現在使用・保管されている水銀血圧計等は、液体の金属水銀を含有していることから、その取扱いには注意が必要。
- 将来的な不適正処理(災害時の紛失等を含む)のリスクを低減するため、短期間に集中的に回収・処分していく事が望ましいとされている。





# 回収促進事業の取組について(啓発事業)

本事業では、医療機関、都道府県、市長村、教育機関などに退蔵されている水銀血圧計等の集中的な回収を促進するため、関係機関に対し啓発を行っています。



集中的回収 の呼びかけ

#### 医療関係団体

都道府県·市町村 教育委員会

各種団体等

#### 団体加盟医療機関

各公立学校

団体加盟機関 団体加盟企業

【参考】短期間に集中的に回収・処分することによるコストメリットイメージ

## 規制強化

#### 規制•時限的禁止

- ●水銀、水銀使用製品の輸出入
- ●水銀使用製品の製造
- 水俣条約の発効により、2020年末で 一部の国を除いて国際的に原則終了

## 水銀需要低下

国際的にも、資源としての水銀需要が低下し、水銀血圧計等から回収する水銀の売却(輸出)が難しくなる

### 廃棄処理費UP

回収する水銀の売却による収益が得にくいため、廃棄物処理費用が高騰する可能性がある ▲

・これまでの処理費用

集中的回収

の呼びかけ

- = 処理費用-水銀売却益
- ・今後、想定される処理費用 = 処理費用



## 回収促進事業の取組について(その他)

本事業では、啓発事業のほか、以下のような取組も行っています。

回収マニュアル	医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアルを策定
モデル事業	自治体と連携してモデル事業を実施
アンケート調査	医師会、教育委員会、私立学校に対して廃棄量等のアンケートを実施
リーフレット・事例集	教育機関向けのリーフレットと事例集を作成して啓発を実施

# 水銀血圧計等の適正処理にご協力ください!

事業で使用した水銀血圧計等は、「水銀使用製品産業廃棄物」となります。 排出した事業者は、適正に処理をしなければなりません。

廃棄物処理法では『水銀もしくはその化合物が使されている製品が産業廃棄物となったものであって、法令に定められている水銀使用製品』を水銀使用製品産業廃棄物と定義されています。

事業活動に伴い医療機関等から発生する水銀血圧計や水銀温度計、水銀体温計などは、水銀使用製品産業廃棄物に 分類されています。



収集運搬業者・処分業者については、産廃情報ネットの「さんぱいくん」(処理業者検索サイト)や「優良さんぱいナビ」(優良認定業者検索サイト)などを活用し、選定することができます。



## 参考

環境省では、今後水銀使用製品の廃棄を行っていく事業者の参考になるよう、「水銀廃棄物関係」 の情報をまとめています。詳しくは公表Webページをご覧ください。



【水銀廃棄物全般に関する問合せ先】



## 環境省

環境再生•資源循環局廃棄物規制課

TEL 03-5501-3157

【水銀血圧計等の回収全般に関する問合せ先】

株式会社リーテム(令和5年度環境省業務請負者)

担当:柳・本間・菅間

TEL 03-3258-8586

suigin@re-tem.com

令和5年10月発行